平成21年　新春号　　2008.12.25発行

暖流

―　希望、そして再生への道　―

一ツ葉大橋から宮崎市内方面

we are one; that while we breathe, we hope ; and where we are met with cynicism and doubts and those who tell us that we can't, we will respond with that timeless creed that sums up the spirit of a people:

Yes, we can.

我々は一つである。
我々はどんなときも希望を持ち続けよう。
そして我々に “君たちにはできない” と
冷ややかで疑い深く言う人たちに対して
我々はその精神を端的に表すこの信条で応えよう。
我々はできる（Yes, we can）」と

2008.11.5　オバマ次期米大統領の演説より

中小企業は経営者と従業員が全社一丸とならなければ、会社も個人も目標や夢の実現は困難です。
経営環境がどんなに悪くても、トップが大きな希望と強固な信念を持ち方向性を指し示しましょう。

財務経営サービスグループは、中小企業の成長とそこで働く地域の人々の幸福、そして経営者個人の人生計画の実現について、税務・経営会計の専門家の立場から総合的に支援できる組織経営体を目指しています。

中村健一郎税理士事務所　　㈲財務経営サービス　　㈱オフィスワーク宮崎

2008年に始まる大津波を乗り越えるための10ヶ条

1.（時代の基本認識）

新しい経済社会基盤を産み出す地殻変動に起因する津波が繰り返し押寄せています。
あるべき新しい経済社会を担う新しい業態の企業を産み出す新時代の企業人を求める陣痛が
始まっています。

2.（経営指針を掲げて）

① スタッフの人生設計との接点をそなえた信頼の経営体を目指す経営理念
② お客様とのこれまでの役立ち方の隣接領域に、新しいお役立ち業態を見出す戦略
③ 「私はこれをすれば良いんですね！」と会社方針にそった各スタッフの主体性を育む具体的な
工程表・数値指標をもってバージョンアップしゆく変動経営計画書

この三層構造から成る経営指針をつくる全社的な取り組みが抜本的企業再生を可能とします。

3.（財務の基本は、社会からのお預かり物である資産と負債のバランス）

企業の時価ベースでの総資産価値と負債とのバランスを四半期毎に点検し、
繰り返し押し寄せる津波を乗り切ることができる軽快な財務体質づくりを追求しましょう。
一般的には､年商の半分程度がお預かり資産の上限目安であり、お預かりする負債総額の最大目安です。

4.（損益の基本は、粗利益と投下資源のバランス）

〔社会貢献度（売上）－人･物･金･ノウハウの社会的資源の消費高（費用）＝損益〕であることを踏まえて
社会からお預かりしている人・物・金・ノウハウがフルに社会貢献できる仕組みを創ることは企業経営者の使命です。
人件費総額の1.7倍～3倍の粗利益を産む業態を編み出しましょう。

5.（資金繰りの基本は、取引関係者との商慣行の見直し）

商行為基盤の激変期には、売上先・仕入先・販売形態・購買形態を攻勢的主導的に見直し、
取引関係者間の円滑なキャッシュフロー形態を編み出すことが求められます。
あらゆる場面での取引形態を見直し､埋蔵資金を湧き出させましょう。

6.（スタッフの主体性を育む経営を目指す）

自社の問題点を各人の生き抜く課題として「会社の問題は私の問題です」と語り合うスタッフが
一人、二人と育つための手立てを尽くす企業は、必ず再生します。

7.（現有資産は、社会からのお預かり物）

土地建物機械装置等の現有資産は､有効活用できる限りにおいて所有することが許されます。
各資産をより有効活用できる業態とふさわしい所有者を見出す事は、経営者に課せられた天命です。

8.（借入とは、時間を借りること）

新しいビジネスモデルが軌道に乗るまで、または新しい設備装置と人財がフル稼働して軌道に乗るまでの、
時間を借りるのが借入金であり、そうした事業プランの成算がありありと見えてくる時が借入をすべき時です。
そうした成算が湧き出さないときは、借入増加以外の方策（返済額の緩和等々の策）を編み出しましょう。
そうした英知が金融機関に伝わるとき、必要な支援をいただくことができます。

9.（英知を尽くして）

取引先との信頼に基づく自主的企業再生も、民事再生法も、任意整理も、破産手続きも、
経済社会の円滑な再生手続きの各種手続きです。
できる限りの雇用を護り､関係者に公正に接し､企業としての責任を全し、地域社会の人々の暮らしを再生するために、
英知を尽くして、あらゆる局面的有効性を追求実践しましょう。

10.（幾たびもの困難を越えて）

私達は､あらゆることから学ぶことができます。
幾たびもの困難からの脱却を目指す知恵の結晶物としての
中小企業の生成発展と自己革新こそが、新しい人間関係の
あり方・新しい地域社会・新しい経済社会を産み出します。

そうした人類社会の新しい形態への陣痛の時代に生きる喜びを
語り合うとき、いかなる困難にあろうとも
私達中小企業は再生し立ち上がります。

財務経営サービスグループ
代表取締役･税理士　中村健一郎

中小企業税制

黒字法人	法人税率の引き下げ	所得年間800万以下の部分の税率を現行22％⇒18％とする。 なお800万超の部分は30％で維持。 （平成21年4月から平成23年3月までに終了する事業年度）
赤字法人	欠損金の繰り戻し還付 （中小企業全てに拡充）	前事業年度に黒字で納税した中小企業が赤字に転化した場合、 前の年度に納めた法人税の一部を還付する。 （平成21年2月1日以降に終了する事業年度の欠損金から適用）
中小企業の後継者	株式に係る相続税の 納税猶予　（新設）	後継者が相続により株式を取得して会社を経営していく場合、 相続した株式に係る相続税の80％を納税猶予。（減税ではない）
	株式に係る贈与税の 納税猶予　（新設）	後継者が贈与により株式を取得して会社を経営していく場合、 贈与を受けた株式に係る贈与税の100％を納税猶予。（減税ではない） 贈与者の死亡時には、贈与時の時価で相続税を計算する。

住宅税制

リフォーム工事者 今までは工事を借入金で行った人が対象でしたが自己資金で工事をした人も減税の対象になります	バリアフリー工事減税 （拡充） ローン残高から工事費用へ	一定の居住者がその者の居住する家屋について、浴室改良や便所改良、手すりの設置等のバリアフリー改修工事を行った場合、 その費用の10％相当をその年の所得税から控除する。 ① 50歳以上の者 ② 介護保険法の要介護・要支援認定者 ③ 障害者である者 ④ 居住者の親族のうち②③の該当者と同居する者 ⑤ 居住者の親族のうち65歳以上の者と同居している者 対象工事は30万円を超えることが必要で、200万円を上限とする。 （平成21年4月～平成22年12月に居住が条件）
	省エネ工事減税 （拡充） ローン残高から工事費用へ	太陽光発電システムの設置工事や床・壁・天井の断熱工事、全居室の窓の改修工事等を行った場合、 その費用の10％相当をその年の所得税から控除する。 対象工事は30万円を超えることが必要で、200万円を上限とする。 ※太陽光発電に限り上限300万円 （平成21年4月～平成22年12月に居住が条件）

土地税制

土地の売却者 （法人・個人）	売却益の非課税枠 （新設）	平成21年、22年に取得した土地を5年超所有して売却する場合、 売却益から1,000万円を控除する。
土地の購入・売却者 （法人・個人）	売却益の課税繰り延べ （新設）	平成21年、22年に土地を取得した場合、その後10年間にその者が所有する他の土地を売却したときは、売却益の60％～80％相当額を限度として課税を繰り延べる。（購入時に特例の適用申請が必要）

【　消費税について　】

社会保障の主要財源として消費税が適当との方針が出ていますが、税率見直しの時期は経済状況好転後に先送りされました。
税率アップが自社の損益や資金繰りにどのような影響を与えるかを試算・認識しておくことが重要です。

＜社長の危機意識と早期対策の着手が会社を守ります＞

知っておきたいマル得情報

株や投資信託の売却損　　今年の損失は来年の利益と相殺する（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）

Q.　個人で株取引をしていますが、上場株式の売買で100万円の損失が出ました。税金はどうなりますか？

A.　損失のため、株取引にかかる今年の税金はかかりません。また原則として確定申告は不用です。
しかし確定申告をすることで、翌年から3年間損失の繰越が可能になり、翌年以降の売却益と相殺できます。

（注意）　3年間繰り越すためには翌年以降も確定申告が必要です。また給与所得や不動産所得との損益通算は出来ません。

（繰越の事例）	初年度	1年目	2年目	3年目
その年の売買損益	△100万円	＋40万円	取引なし	＋70万円
損失の繰越控除適用	-—	△40万円		△60万円
課税対象となる金額	-—	0		10万円
繰越損失の残高	△100万円	△60万円	△60万円	0
損失の繰越期間は継続して確定申告書が必要。（上記の例では損失を繰り越すためには2年目も確定申告を要します）				

※　非上場会社の株式譲渡については、別途お問い合わせ下さい。

Q.　株式投資信託の損失はどうなりますか？

A.　投資信託の損失も確定申告により3年間の損失繰越控除が可能です。

※投資信託は「買取請求（売却）」、「解約・償還」によって税金の扱いが異なりますのでご注意下さい。

投資信託		買い取り請求	解約・償還
所得区分	利益	譲渡所得	配当所得
	損失		譲渡所得
株式等の売却損益との損益通算	利益	通算可	通算不可
	損失		通算可
損失の3年間の繰越控除		確定申告をすることで可能	

資金繰りに困ったときの保険戦術　　新たな借入と同じ効果　　生命保険でキャッシュフローをつくりだす

Q.　法人ですが資金繰りのため生命保険を解約しようと思います。気をつけることはありますか？

A.　解約すると保障を失い、万が一の際、残された遺族や従業員、取引先に迷惑をかける可能性があります。
同程度の保険料で、同じ保障内容を残しつつ、キャッシュフローを確保出来る場合がありますので検討しましょう。

【事例】現在50歳　10年前の40歳の時に万が一の事業保障を目的として定期保険に加入した。
期間30年（70歳満了）　死亡保険金1億円　保険料59,000円/月　資金繰りが厳しく、銀行借入を検討している。
いままでの10年間で708万円の保険料を支払い、現在解約返戻金が430万円ある。
ただし、次第に解約返戻金は減少していき、70歳の満期を迎えると返戻金はゼロになる。

（対策例）　⇒　①　万一の保障を維持するため、解約返戻無しのリスク細分定期保険に加入しなおす。
期間20年（70歳満了）　死亡保険金1億円　保険料61,000円/月　※返戻金なしタイプ
②　10年前に加入した定期保険を解約して返戻金430万円を受け取って資金繰りに充てる。

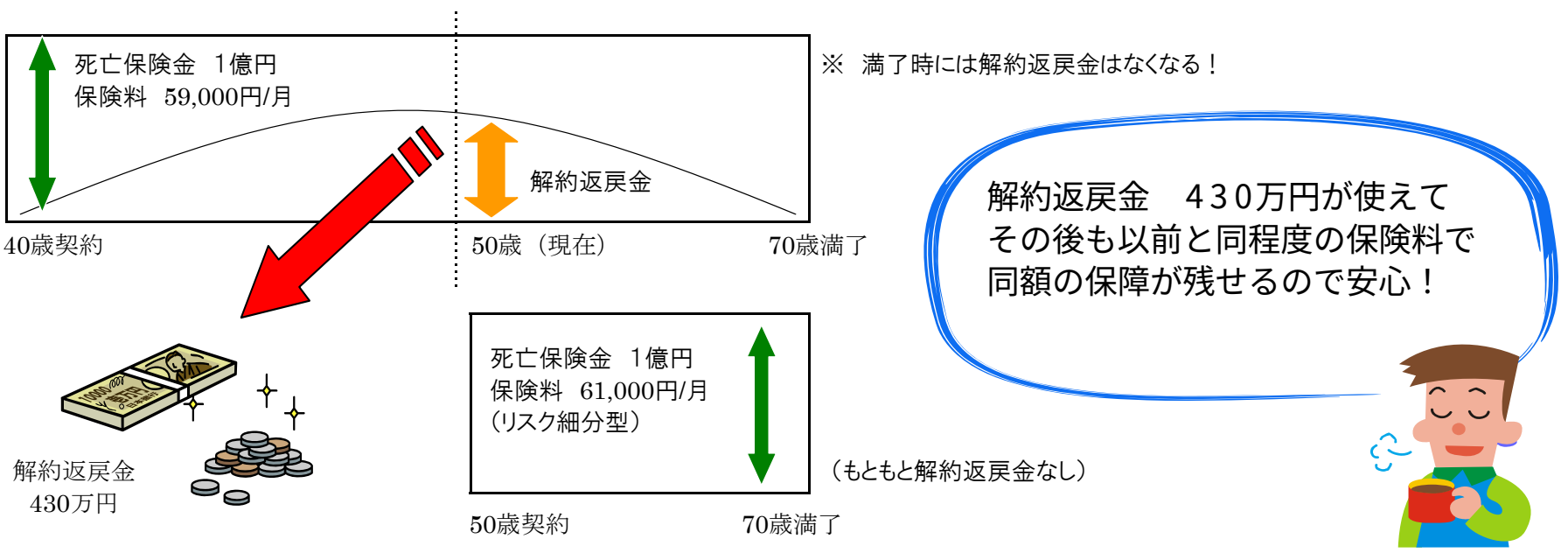

役員報酬と年金の関係　　年金との関係から「働き方、引き際」を考えてみる　【在職老齢年金】

Q. 65歳の会社役員ですが、役員報酬を受け取りながら働くと年金がもらえなくなるのですか？

A. 厚生年金に加入しながら年金を受け取ると、厚生年金の一部又は全額が支給停止になる場合があります。

65歳以上の場合	老齢厚生年金＋役員報酬	年金額
	月額合計が48万円以下	全額支給されます
	月額合計が48万円超	（合計－48万円）×1/2が減額されます

※ 年金月額は基礎年金、加給年金を除きます。　　※ 60歳～64歳までの在職老齢年金は計算が異なります。

【事例】A社長　65歳　　役員報酬50万円/月、 年金月額18万円/月 （基礎年金6万円/月＋厚生年金12万円/月）の場合

役員報酬50万円/月＋※厚生年金12万円/月＝62万円＞48万円　　∴支給停止額 （62万円－48万円）×1/2＝7万円

◆ 本来の厚生年金の支給額12万円から7万円が支給停止になり5万円が支給されます。（基礎年金は受給可）

【年金の減額を受けない方法】

	内　容	留　意　点
退職する	厚生年金の加入対象者からはずれる（注）	後継者を育成しておくこと
非常勤役員になる		非常勤役員の過大報酬は損金不算入になる
役員報酬を減額する	役員報酬を一定金額以下にする	社会保険事務所で年金額を確認する

（注） 社会保険の被保険者でなくなるため、家族等の被扶養者になるか、国民健康保険の加入が必要になる場合があります。

※ 年金は個人の様々な条件により大変複雑です。詳細は必ず社会保険事務所、または社会保険労務士にご確認下さい。

退職金の活用と積み立て　　退職金を受け取って、「老後資金」と「事業資金の備え」 を確保する

Q. 法人役員も退職金を受け取っても大丈夫ですか？　また退職金のメリットはどんな点ですか？

A. 役員も従業員と同じように退職金を受け取ることが可能です。（退職金規定を準備しておきましょう）
退職金を受け取る際の税金は大幅に軽減されているため、多くの手取額を残せます。
また会社側も一定の範囲内であれば、損金に算入できるため法人税の節税や株式の評価減に有効です。

退職金の所得税 ＝（退職金の額 － 退職所得控除）× 1/2 × 税率　※所得税率は金額により5%～40%

退職所得控除額	勤続20年以下	勤続年数×40万円	退職金が控除額以下なら税金なし
	勤続20年超	800万円＋（勤続年数-20年）×70万円	

【事例】 B社長　65歳で退職　　役員報酬60万円/月、 在職年数25年　の場合

退職金の額	退職所得控除額	課税される金額	所得税（10%～40%）	住民税（9%）	手取り額
1,000万円	1,150万円	0	なし	なし	1,000万円
2,000万円		425万円	約42万円	約38万円	約1,920万円
3,000万円		925万円	約152万円	約83万円	約2,765万円

（注意） 上記の計算は「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合です。申告書の提出がない場合には20%の源泉徴収が必要です。

参考 ： 役員退職金の損金算入限度額の目安 ： 最終報酬月額×在職年数×功績倍率（1.0～3.0）

【役員退職金の積み立て方法】
法人での役員退職金積み立てには、中小企業では多くの場合、生命保険が活用されています。
・中退共、特退共は従業員の退職金制度であり、法人役員の加入は出来ません。
・個人事業主や小規模法人役員の退職金準備制度としては、小規模企業共済の制度があります。

～　中小企業の相続対策　～　　中小企業の相続対策は、「身内の争続対策」と「後継者対策」

Q.　会社役員ですが、会社は赤字で個人的な財産もありません。相続対策は不要だと思いますがどうでしょうか？

A.　残された遺族や従業員が一番困るケースは、現預金の財産がなく、自宅と会社が残されるような場合です。
明確な後継者がいない場合、社長が会社借入金の連帯保証人である場合、今は赤字でも過去の好業績により会社の株価が高い場合なども、深刻な事態に陥る可能性があります。
中小企業の相続対策とは、【税金の対策】と同時に、【身内の争い】、【後継者の経営難】を回避することです。
「なぜ社長はしっかりと対策してくれていなかったの・・」 とならないように事前対策を行っておきましょう。

～中小企業向けの助成金　～　　一人あたり40万円～60万円の助成金　（特定求職者雇用開発助成金）

Q.　中小企業でも利用しやすい助成金はないでしょうか？

A.　助成金の種類はたくさんありますが、中小企業では【特定求職者雇用開発助成金】がよく利用されます。
従来は「60歳から64歳の者」「身体障害者」「知的障害者」「母子家庭の母」等の労働者を雇用した場合等が助成の対象でしたが、平成20年12月からは適用対象者の範囲が拡充されより利用しやすくなりました。

	対象労働者の条件	助成額（中小企業の場合）	
（新設） 高齢者雇用開発 特別奨励金	65歳以上の者をハローワーク等の紹介で 週20時間以上の労働者として雇い入れる	週20時間～30時間	週30時間以上
		40万円	60万円

実益直結勉強会　　お客様と一緒に実益のある勉強会を開催しています

経営ガイドブックの「取扱説明書」　毎月開催

自社の決算書を使って財務分析を行い、各指標の意味を理解すると自社の具体的な課題が見えてきます。
また金融機関の自社評価ポイントが理解出来ます。

我が社がどんな病気になっているのか？
社長や経理担当者が自社をよく知らないと、
病気の予防や治療は出来ないと実感しました。

（参加者の声：社長と経理担当者様）

節税の美学　11月開催

経営者は会社を成長発展に導く正しい節税の考え方を身につける必要があります。社外流出の税負担をおさえ、事業の資金需要に備えましょう。

会社を強くする美しい節税と、会社を弱めてしまう節税があることがよく理解できました。
毎年の決算前の節税で悩んでいましたが、計画に基づいた節税の効果の大きさに驚きです。
自社でも是非実行したいと思います。

（参加者の声：経理部長様）

資金繰り表のつくり方　10月開催

「儲け」と「資金繰り」の関係が明確になり、お金を残す経営のコツが身につきます。
お客様のメインバンク用の資金繰り表を作成します。

儲けていてもお金が足りない仕組みが
よく分かりました。自社の資金繰り表が
当日出来たので助かりました。

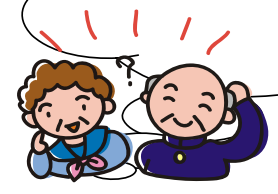

（参加者の声：社長と奥様）

年末調整の実務　11月開催

具体的に年末調整の流れと計算を体験します。
間違えやすい点を自社で防止出来るようになります。
また税務調査でも要注意の源泉徴収の基本を学びます。

プロの人がどこをチェックしているか分かり、
来年から自社で正しい年末調整が出来そうです。
源泉徴収が「義務」であり、徴収していない
場合の会社のリスクもよく分かりました。

（参加者の声：経理担当者様）

当社のスタッフに聞きました

1. 今欲しい家電製品は？
2. 一週間休みと100万円があったら何をする？
3. 最近のストレス解消方法は？

【 第一事業部 】　税務支援業務

村上　隆徳　（担当：税務監査、経営相談、勉強会講師）
1. 一万円以下のポータブルDVDプレイヤー
2. 家族で里帰り旅行
3. 石渡プロのストレッチ体操

佐藤　めぐみ　（担当：決算申告、業務管理）
1. マッサージチェア！
2. 豪華ヨーロッパ旅行！
3. 良く眠ること！

佐藤　達哉　（担当：税務監査、決算申告）
1. ブルーレイレコーダー
2. スイスの世界遺産のベルニナ鉄道の旅
3. 旅行雑誌を見ること

奥野　里美　（担当：税務監査、決算申告）
1. 加湿器
2. バリ旅行！
3. ひたすら遊びまくる

角　昌幸　（担当：税務監査、決算申告）
1. 省エネ家電　キッチンシステム
2. ヒマラヤトレッキング
3. チャリ通勤・温泉三昧

中坂　美智子　（担当：税務申告、相続贈与）
1. 洗濯乾燥機
2. ペットと泊まれるホテル巡り
3. 一杯のビールと好きなブログの読み放題

岩切　哲郎　（担当：税務監査、決算申告）
1. Alle AquaTune nano V2
2. スペインのイビサ島でサンセットと共にパエリア
3. ナチュラルプレイング（大自然と遊ぶ）

中村杯ボーリング大会の結果　H20.11.7

個人戦　1位 ：角　2位：富田　3位：木村
ペア戦　1位 ：高山＆工藤ペア（工藤さん：臨時スタッフ）
団体戦　優勝：第一事業部

ゲーム毎に喜怒哀楽が飛びかう熱戦の連続！
事業部対抗戦では、前回の雪辱を果たした第一事業部が勝利を収めました。

～会社対抗の対戦相手を募集中です！～

【 第二事業部 】　経営支援業務

長友　進悟　（担当：経営計画、システム設計、FP）
1. DVDレコーダー
2. 家族でニュージーランド旅行
3. ツタヤでDVDを借りて観ること

黒木　由美　（担当：総務、経理）
1. 若返り美容機具
2. 九州一周ぶらり旅
3. 外の風にあたって深呼吸する

木村　弘　（担当：開業支援、経営計画、FP）
1. 42型位の液晶テレビ
2. 家族で旭山動物園
3. ホットカーペットに寝転んで居眠り

富田　茜　（担当：記帳代行、記帳改善）
1. オーブンレンジ
2. ハイリスク･ハイリターンの投資
3. ROUND1のスポーツ三昧で汗・汗

高山　幸子　（担当：記帳代行、建設業事務支援）
1. ハンガーに掛けたまま使えるスチームアイロン
2. 韓国旅行
3. 子供のバトミントンの応援に行くこと

野田　裕美　（担当：記帳代行、OAインストラクター）
1. 自動掃除機 ルンバ
2. 家族でタバルアに行きサーフィンとリゾート満喫!!
3. 総合運動公園からトロピカルブリッジへの散歩

登山愛好会より　　代表：角

H20.11.9　双石山　ぼろいしやま（宮崎市　標高509m）
H20.12.14　斟鉢山　くんぱちやま（宮崎市　標高500m）

新人部員の参加で10年振りに登山部が復活しました。
斟鉢山には顧問先のお客様と一緒に登りました。

経営改善の5つの原則

コントロールとは、実績を基準値（目標値）に近づける行為です。
基準値がなければコントロールは出来ません。この基準値が経営計画書の予算です。

経営課題は自社の決算書に明確に現れます。まずは以下の5項目から改善の一歩を踏み出しましょう。

着　眼　点	キーワード	まず3ケ月やってみる項目
限界利益のコントロール	売価アップ、仕入原価引き下げ 薄利商品、薄利得意先 赤字商品、赤字部門見通し	5%売価見積をアップする 値引き交渉にトップが立つ パレートの法則（8:2）で売上構成を見極める
固定費のコントロール	費用対効果 予算作成と実績対比	主要支出の費用対効果を記録する 次年度予算をゼロベースで作成する
売掛金のコントロール	滞留売掛金、入金サイト 手形取引、連鎖倒産	滞留売掛金の一覧表を作成する 売掛金の回収担当者を変更する
在庫のコントロール	実地棚卸、不良在庫 回転率、在庫日数	主要品目について毎月棚卸を実施する 仕入先数を減らし、発注ロットも小さくする
固定資産のコントロール	遊休資産、保険積立金	資産の使用頻度を記録する 遊休資産を洗い出し売却・処分する

目標の設定 → 計画の実行 → 分析と対策 → 修正の行動

3ケ月間改善を続けると、
次の課題が浮上してきます

～ こ れ よ り ～

これより
　いっしょに居ると心がいやされる
　いっしょに居ると元気が出てくる
　いっしょに居ると、気付きと勇気が湧いてくる
　そう感じてもらえる人になりたい

これより
　自分がどれだけ力を尽くしているかを語るよりも
　「話しを聴いてもらって、どうしたら良いか気付きました」
　と語っていただける人になりたい

これより
　お客様が困っていることで
　私達の仕事を通じてお役立ちできることを見出し
　私達の仕事のあり方を工夫することで解決への道筋を見出し合う
　そうした仕事で私達は成果を生み出します

スタッフが困っていることを互いの仕事のあり方を工夫し合うことで
解決し合う職場を私達は創ります

そうした職場を育み合う私達は互いの私情に囚われることなく、
組織にとって何が正しく、望ましいかを尋ね合い、
明確な方向性と目標とを共有し合えるように努めます

互いの有機的結合で育ち合う自己組織性のある会社、
お客様と社会と社内での永続的発展的信頼を生み出し続ける組織を
創り合います

そんな私達になりたい

平成20年12月　　K．N

当社の三つの理念

1. 納税者の納得できる税務会計サービス
2. 納税者と企業の成長発展に貢献する
3. なるほどという共感の中で共に育ちあう

財 務 経 営 サ ー ビ ス グ ル ー プ

㈲財務経営サービス　　中村健一郎 税理士事務所
㈱オフィスワーク宮崎　　中村久美子 税理士事務所
　　中村健一郎 行政書士事務所

〒880-0872　宮崎県宮崎市永楽町137番地
TEL　0985-28-0877　FAX　0985-28-0878

平日8:30～17:30　土曜8:30～12:30
日・祝祭日　休み　【駐車場15台完備】

財務経営サービスHP　http://www.pdca-pro.net/
歯科・医療専門情報HP　http://www.medical-miyazaki.jp/